

伊丹市人権教育基本方針

平成 18（2006）年 7 月 20 日

平成 22（2010）年 10 月 28 日改訂

人類は、二度にわたる世界大戦の反省を踏まえ、昭和 23（1948）年に国際連合において「世界人権宣言」を採択した。

以来、人権の尊重が、平和の基礎であるという認識のもと、人間の尊厳と権利の保障を求め、さまざまな人権課題に立ち向かってきた。

しかし、21世紀を迎えた今も、世界には民族紛争・対立の激化、人権の抑圧やテロ、難民、飢え、感染症など、人権を脅かす課題が山積している。すべての国と人類が、人間の尊厳を第一に考え、人権尊重の精神をあらゆる行動の基準とすることが、一層求められている。

ひるがえって、国内においては社会の変化に伴い人権問題も複雑・多様化しており、人権の尊重をめぐる国内外の動向なども見据えながら、人権が尊重される社会づくりに資するための取り組みが、ますます必要となっている。

これらを踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重する社会の実現を目指して、人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育を、日本国憲法や教育基本法などの国内法、人権関係の国際条約などに即して推進していくことが重要である。

伊丹市教育委員会は、平成 18 年に「伊丹市人権教育基本方針」を定め、女性・子ども・高齢者・障がい者・同和問題・外国人市民・感染症患者などに関する人権課題を踏まえ、基本的人権が保障される地域社会の実現を目指して教育・啓発を推進してきた。

その結果、差別意識の払拭においては、市民の努力によって、一定の成果を上げるに至った。しかし、差別意識の潜在化傾向も見られるなど課題が存在し、さまざまな差別や偏見とともに市民の自己実現と共生を阻む要因となっている。

このことから、これまでの同和教育を通じて培ってきた人権教育・啓発の成果を生かすとともに、国及び県の方策を踏まえ、人権という共通の価値に立脚した、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・啓発を、次の各項目にもとづき、学校教育、社会教育において推進するものとする。

- 1 差別意識の解消と人権意識の高揚をはかり、自己および他者の人権を相互に尊重する精神を養う。
- 2 人権問題を総合的な視点で捉え、ふれあい・交流や参加・体験を重視した多種多様な教育活動や啓発活動により「共生のまちづくり」を目指す。
- 3 あらゆる場における訓練や研修、広報や情報提供などにより、人権についての知識と技能（スキル）※1の伝達及び態度の形成を通じて、人権尊重の精神を育む。
- 4 人権教育・啓発の学習機会においては、「ともに学ぶ」関係を重視し、人権尊重の精神が生かされた教育環境を作ること努める。
- 5 人権教育の推進に際しては、「伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針」に基づき実施する。

※1 「スキル」の意味

知的スキル（分析力、言語力）

関係スキル（他者と肯定的な人間関係をつくる力、アサーティブネス、カウンセリングマインド）

社会的関与スキル（ネットワークづくり）